
プロジェクト 税効果会計**項目 繰延税金資産の回収可能性に関する論点
－開示（注記）に関する進め方の検討**

本資料の目的

1. 本資料は、税効果会計専門委員会（以下「専門委員会」という。）及び企業会計基準委員会における前回までの議論を踏まえ、開示（注記）に関する今後の進め方について審議することを目的とする。

前回の企業会計基準委員会及び専門委員会における事務局提案

2. 第 309 回企業会計基準委員会及び第 18 回専門委員会においては、次の理由から、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（案）」（以下「今回の公開草案」という。）では繰延税金資産の回収可能性に関する注記事項を追加する提案を行わず、日本公認会計士協会の税効果会計に関連する他の実務指針の移管に係る審議を行う際に税効果会計に関する注記事項の見直しを行うこととし、その検討に繰延税金資産の回収可能性に関する注記事項の検討を含めることを事務局より提案した。
また、今後の検討のためにニーズをより適切に把握する目的で、今回の公開草案において注記事項に関する質問項目を設けて、コメントを募集することも提案した。
 - (1) 開示に関する定めを設けるには、文案の検討も含め、今後、相当程度の時間を要する可能性があること。
例えば、評価性引当額の内訳についてはどのような項目を要求するのか、具体的にどのように記載するのか、実務負荷はどの程度かかるかなどの検討事項があり、開示に関する定めを設けるには、文案の検討も含め、今後、相当程度の時間を要する可能性がある。
 - (2) 開示の追加を決定するにあたっては、残りの実務指針における検討も含めた全体的な便益及びコストを考慮する必要があること。
追加的に開示を求めるかどうかを決定するにあたっては、便益の観点とともに、財務諸表作成にかかるコストがどの程度追加となるかを検討する必要がある。この点、注記の追加について、今回の公開草案における検討と、その後の日本公認会計士協会の税効果会計に関連する他の実務指針の移管に伴う検討と、2 ステップに分けて検討を行った場合、今回の公開草案における検討のみでは全体的な財務諸表作成にかかるコストの増加が明らかにはならず、今回の公開草案において注記を追加する判断を行うことは難しいと考えられる。

3. なお、日本公認会計士協会の税効果会計に関連する他の実務指針の移管に係る審議は本公開草案の公表後、可能な限り早急に着手することを予定している。また、会計処理と開示は同時に検討すべきであるという意見を踏まえ、当該審議は速やかに進めていく予定である（審議事項(1)-5「コメント募集」を参照）。

事務局提案に対して聞かれた意見

4. 第2項及び第3項に記載した事務局提案に対し、企業会計基準委員会及び専門委員会では、下記の意見が聞かれた。

会計処理と開示は併せて検討すべきであるとの意見

(第18回専門委員会で聞かれた意見)

- (1) 会計処理と開示は一緒に検討すべきである。開示の検討を先送りとする今回の提案は残念である。

今回の検討は税効果会計に関連する実務指針を会計基準とするにあたり現状における課題について十分に検討を行うことを目的としたものであり、監査委員会報告第66号の下での運用の改善のみを目的としたものではないはずである。開示の検討は今回の検討の目的に含まれていないとの意見が聞かれるが、適切な意見とは言えない。

- (2) 回収可能性に関する開示は今回の公開草案と併せて検討すべきである。第308回企業会計基準委員会及び第17回専門委員会において提示された2項目（評価性引当額の内訳、税務上の繰越欠損金の繰越期限等の情報）だけでも有用であるから、これら2項目の開示を今回の公開草案に含めるべきである。

(第309回企業会計基準委員会で聞かれた意見)

- (3) 原則論としては会計処理と開示は一緒に検討すべきである。財務諸表利用者は、回収可能性に関する現行の開示が不十分であることについて長らく改善が必要と考えてきた。今回の公開草案に開示の追加を含めないことに反対はしないが、何年も結論が出ない可能性を懸念している。

今回の公開草案の公表後に、回収可能性に関する注記事項のみの公開草案を公表すべきとの意見

(第18回専門委員会で聞かれた意見)

- (4) 今回の適用指針の強制適用の時期（平成29年3月期）と同じタイミングで開示の改正が適用されるべきである。よって、日本公認会計士協会の他の実務指針の移管に併せて開示を検討するのではなく、別途、回収可能性に関する開示を検討すべきである。

(第 309 回企業会計基準委員会で聞かれた意見)

- (5) 回収可能性に関する注記の追加を今回の公開草案には含めないとしても、他の実務指針の移管の議論全体とは別に、回収可能性に関する注記について優先して議論すべきである。我が国では繰延税金資産の金額が大きく、財務諸表利用者はその回収可能性について関心を有していること、監査委員会報告第 66 号に比して今回の適用指針では判断の要素がより大きくなっていることが理由である。

なお、コメント募集において意見を募っていることを理由に、コメント募集期間中に注記事項の検討ができないといったことのないようにすべきである。

今回の適用指針案では注記事項を追加する提案を行わないとする事務局提案に賛成する意見

(第 18 回専門委員会で聞かれた意見)

- (6) 時間軸も含めて検討されていることから、事務局提案に異論ない。
- (7) 事務局提案に賛成する。今回の適用指針が公表された後に作成実務に適用するための準備期間が必要である。仮に、開示について結論を得るまでに 2~3 ヶ月を要し、適用指針の公表が遅れることとなり、かつ、平成 28 年 4 月 1 日以後開始する年度の期首から適用とする提案を前提とするならば、企業の実態を適切に反映させるために十分な準備期間が取れなくなることを懸念する。
- (8) 今回の適用指針の強制適用の時期に関する提案（平成 29 年 3 月期）と整合しており、また、公開草案の公表後、可能な限り速やかに開示の検討に着手することを予定していることから、事務局提案は理解できる。

(第 309 回企業会計基準委員会で聞かれた意見)

- (9) 理由も含めて事務局提案に賛成する。開示全体の見直しは、税効果会計に関する会計基準全体の見直しと併せて検討すべきである。審議資料には IFRS における開示例が参考として掲載されているが、こうした詳細な開示を要求するのであれば作成者にとってのコストが大きくなると想定され、提案されている時期（平成 29 年 3 月期）からの適用に間に合うように結論を得ることは難しいのではないかと。
- (10) 回収可能性に関する説明は、将来の見通しについての定性的な説明が中心であるべきと考えており、開示の追加について拙速に結論を出すべきではない。
- (11) 事務局提案に賛成である。本来、会計処理と開示は併せて検討すべきであるが、同じタイミングで適用できるように検討が終わるかどうかは実際に検討して

みなければわからない。現時点では適用時期の結論を出さず柔軟に対応してはどうか。

開示（注記）に関する進め方についての検討

5. 前回の企業会計基準委員会及び専門委員会では、今回の公開草案に注記事項を追加する提案を行わない事務局提案を支持する意見が複数聞かれた。
6. 一方、会計処理と開示は併せて検討すべきであるとの意見が複数聞かれる。
また、仮に今回の公開草案に注記事項を追加する提案を行わないとしても、日本公認会計士協会の税効果会計に関連する他の実務指針の移管に併せて審議を行うのではなく、今回の公開草案公表後、繰延税金資産の回収可能性に関する注記事項のみの公開草案を公表し、今回の公開草案と同じタイミングで強制適用すべきとの意見もあった。
7. これらの意見を踏まえ、再度検討を行ったが、以下の理由で、日本公認会計士協会の税効果会計に関連する他の実務指針の移管に係る審議を行う際に税効果会計に関する注記事項の見直しを行うことでどうか。
 - (1) 便益の観点から、税効果会計に関する注記事項に対する要望を幅広く把握したうえで、追加の検討対象となる注記項目のうちいずれが便益の高い情報かを検討する必要がある点を踏まえると、繰延税金資産の回収可能性に関する注記事項のみを切り離して、注記を追加する判断を行うことは難しいと考えられること。
 - (2) コストの観点からも、第2項に記載したように、財務諸表作成にかかる全体的なコストがどの程度追加となるかを検討する必要がある点を踏まえると、繰延税金資産の回収可能性に関する注記事項のみを切り離して、注記を追加する判断を行うことは難しいと考えられること。
 - (3) 仮に繰延税金資産の回収可能性に関する注記事項のみの公開草案を公表するようフェーズを分けた場合、その後の実務指針における注記事項の検討において何らかの不整合が生じたときに、対応が困難となる可能性があること。
 - (4) 上記(1)から(3)の課題を踏まえると、日本公認会計士協会の税効果会計に関連する他の実務指針の移管に係る審議を可能な限り早急に着手し、当該審議は速やかに進めていくことが、本プロジェクト全体として適切と考えられること（審議事項(1)-5「コメント募集」を参照）。

ディスカッション・ポイント

繰延税金資産の回収可能性に関する開示（注記）についての検討の進め方について、ご意見を伺いたい

以 上